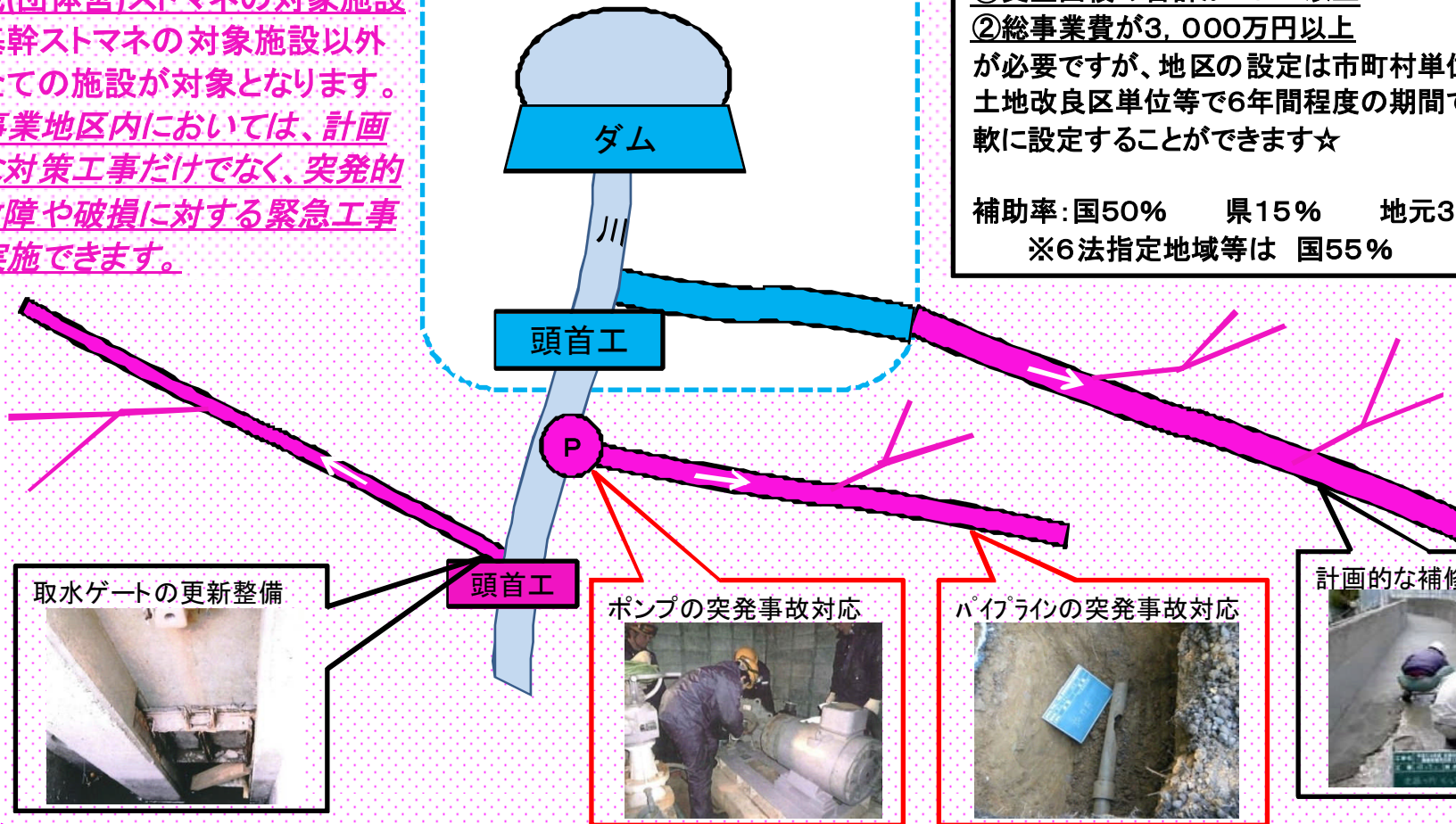


# 地域ストマネを活用して 農業水利施設を保全しましょう☆

**地域(団体営)ストマネの対象施設**  
 ※基幹ストマネの対象施設以外の全ての施設が対象となります。  
 ☆事業地区内においては、計画的な対策工事だけでなく、突発的な故障や破損に対する緊急工事が実施できます。

## 基幹(県営)ストマネの対象施設

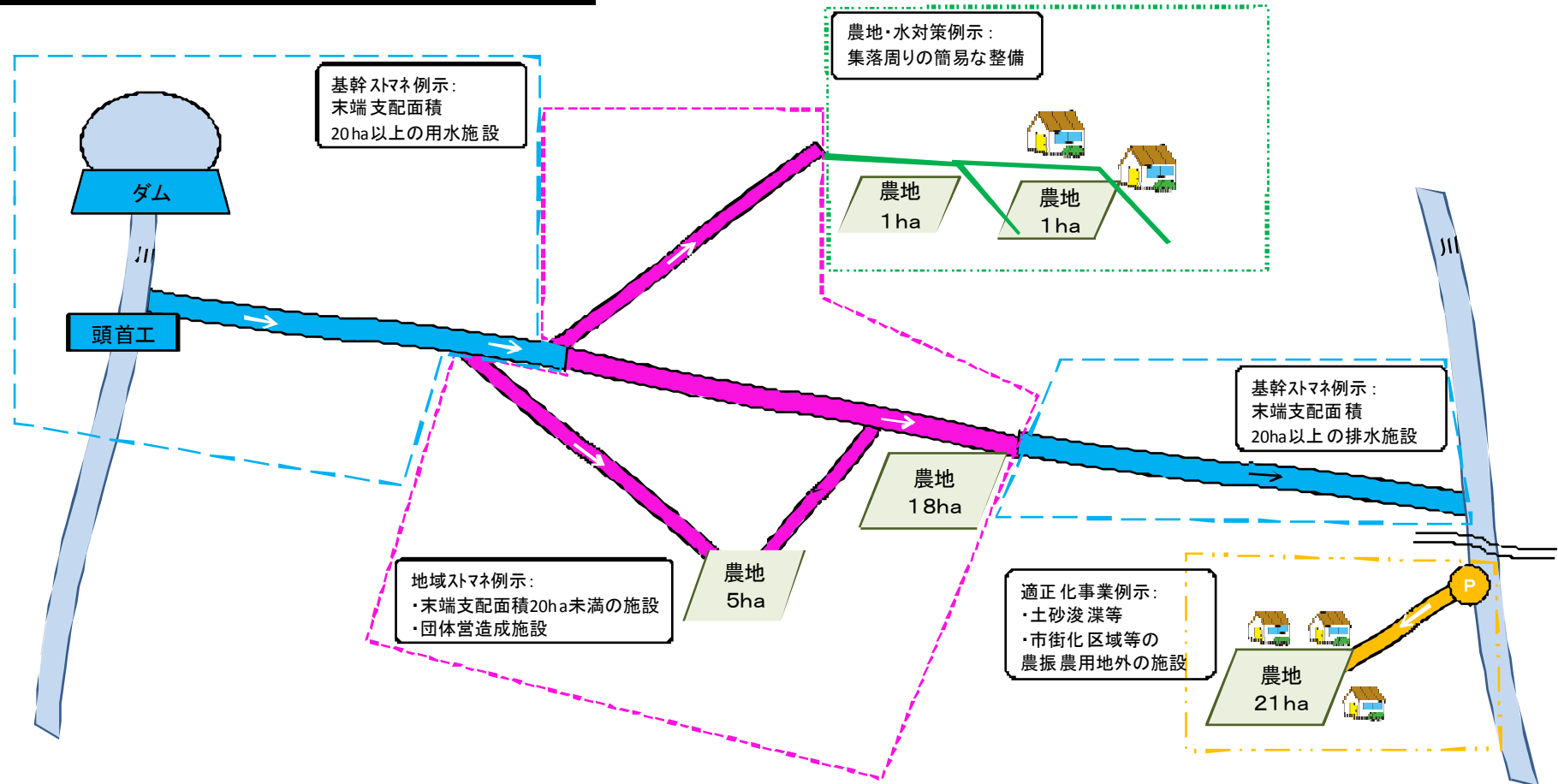


事業の要件として、  
 ①受益面積の合計が10ha以上  
 ②総事業費が3,000万円以上  
 が必要ですが、地区の設定は市町村単位や  
 土地改良区単位等で6年間程度の期間で柔  
 軟に設定することができます☆

補助率: 国50% 県15% 地元35%  
 ※6法指定地域等は 国55%



お問い合わせは最寄りの県事務所、市町村、水土里ネット大分までお願いします。



**基幹ストマネの持ち分**

- 国営・県営造成で末端支配面積20ha以上の施設
- 造成後10年以上経過した施設
- 受益地は農振農用地とする。
- 既製品U字溝及びφ300mm以下の管路は対象外
- 素堀水路のライニング及び土砂浚渫は不可

**工事の補助率**

国50% 県25% **地元25%**

**地域ストマネの持ち分**

- 基幹ストマネの対象とならない全ての施設 (基幹ストマネの末端、団体営造成施設等)
- 受益地は農振農用地とする。
- ※ 不可避免的に農振農用地以外を含むことは可
- 素堀水路のライニング及び土砂浚渫は不可

**工事の補助率**

国50% 県15% **地元35%**  
 国55% 県15% **地元30%(6法地域)**

**適正化事業の持ち分**

- 水路やため池の土砂浚渫
- 農振農用地以外に係るもの
- どうしても地域ストマネの面積・事業費要件をクリアできないもの
- 素堀水路のライニングは不可

**工事の補助率**

国30% 県30% **地元40%**

**農地・水対策の持ち分**

- 集落周りを中心とし、目地塗りや土砂浚渫等の簡易な整備
- 農振農用地に限る
- 素堀水路のライニングは可(向上活動支援)

**対策の補助率**

国50% 県25% **地元25%**